

福岡県公報

平成22年10月25日
第3176号

目次

告示(第1663号 - 第1678号)

都市計画事業の認可	(公園街路課)	1
生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課)	1
生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	(保護・援護課)	2
生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課)	2
生活保護法に基づく施術者の指定	(保護・援護課)	2
生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(保護・援護課)	3
生活保護法に基づく指定を受けた施術者の住所(所在地)の変更	(保護・援護課)	3
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	3
道路の区域の変更	(道路維持課)	4
道路の供用の開始	(道路維持課)	4
道路の区域の変更	(道路維持課)	4
道路の供用の開始	(道路維持課)	4
道路の区域の変更	(道路維持課)	5
道路の供用の開始	(道路維持課)	5
公安委員会			
猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の開催	(警察本部生活環境課)	6

猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の開催
(警察本部生活環境課) 6

告示

福岡県告示第1663号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成22年10月25日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 施行者の名称
北九州市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
北九州都市計画道路事業3・2・108号室町大門線
- 3 事業施行期間
平成22年10月25日から平成26年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
福岡県北九州市小倉北区大門一丁目及び二丁目並びに堅町一丁目及び二丁目地内
 - (2) 使用の部分
なし

福岡県告示第1664号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

平成22年10月25日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	名称	所在地	指定年月日
粕生343	水戸メンタルクリニック	糟屋郡志免町田富4丁目5-1	22・10・1
粕生344	宏洲整形外科医院	糟屋郡久山町大字久原3133-1番地	22・10・1
筑紫生144	整形外科まつしたクリニック	筑紫野市二日市西1丁目4-3	22・10・1
行生135	岡部医院	行橋市泉中央3丁目3-6	22・10・1
大野生歯125	サン・スマイル歯科	大野城市東大和2丁目2-6	22・10・1
筑生歯53	こが歯科	筑後市大字長浜2238番地2	22・10・1
飯生歯149	吉原町歯科	飯塚市吉原町11番14号	22・10・1
筑紫生薬73	ペリカン薬局 福大筑紫店	筑紫野市俗明院1丁目223-1	22・10・1
筑紫生薬72	あけぼの薬局 朝倉街道店	筑紫野市針摺西2丁目8-20	22・10・1
田川生薬47	ふくち調剤薬局	田川郡福智町赤池970-2	22・10・1
行生薬65	かわかみ薬局泉中央店	行橋市泉中央3丁目3-8	22・10・1

福岡県告示第1665号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成22年10月25日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
宰生78	こにしクリニック	太宰府市国分1丁目13番11号	22・8・31
鞍生歯56	医療法人康和会りんご歯科医院	鞍手郡鞍手町大字新延字縄手2647-2	22・8・31

直生歯72	フレンズデンタルクリニック	直方市知古2丁目1-9	22・8・31
-------	---------------	-------------	---------

福岡県告示第1666号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成22年10月25日

福岡県知事 麻生 渡

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
粕生薬109	ジャスコ福岡東店 薬局	ルクル・ジャスコ福岡東店薬局	糟屋郡粕屋町大字酒殿字老ノ木192-1	19・12・1

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
筑生95	江崎耳鼻咽喉科医院	筑後市大字山ノ井223-3	筑後市山ノ井358番5	22・9・1
田生歯65	水上歯科医院	田川市大字伊田3546-2	田川市大字伊田3510-20	22・8・24
豊生訪3	社会福祉法人敬愛会 訪問看護ステーションひびき	豊前市大字久路土1480-3	豊前市大字久路土1480-2	22・9・1

福岡県告示第1667号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留

邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成22年10月25日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
田生マ9	浦田英樹（シルバーメディカル株式会社）	田川市大字伊加利1905 - 7	22・9・13
田生マ10	吉田一由（吉田治療院）	田川市大字奈良172	22・10・1
八女生柔22	稲員修司（稲員鍼灸整骨院）	八女市立花町白木3122	22・9・17
嘉麻生柔13	上中康央（あすなる整骨院 碓井店）	嘉麻市上臼井1248 - 1	22・9・28
嘉麻生柔14	山下智範（あすなる整骨院 碓井店）	嘉麻市上臼井1248 - 1	22・9・28
粕生柔62	池上 亮（大きな森の整骨院）	糟屋郡宇美町宇美東1丁目1 - 1	22・10・5

福岡県告示第1668号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成22年10月25日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	廃止年月日
田川生マ15	浦野靖之（正光あんま・鍼灸院）	田川郡大任町大字今任原4110 - 1	22・9・1
飯生柔41	上中康央（あすなる針灸整骨院）	飯塚市楽市475 - 1	22・9・27
八女生柔12	稲員修司（稲員鍼灸整骨院）	八女市本町2 - 646	22・8・31

福岡県告示第1669号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から住所（所在地）の変更の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成22年10月25日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
粕生柔40	崎山庫志（かめやま鍼灸整骨院）	糟屋郡志免町大字別府120 - 11	糟屋郡志免町別府1丁目20 - 2	21・10・31
粕生柔42	日山将剛（ふれんず整骨院）	糟屋郡志免町大字別府137 - 4	糟屋郡志免町別府2丁目1 - 1	21・10・31

福岡県告示第1670号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成22年10月25日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市横隈字狐塚375 - 4、375 - 18、375 - 22、375 - 26、375 - 27、375 - 30から375 - 32まで及び375 - 34から375 - 63まで並びに三沢字東古賀5017 - 6 及び5017 - 11から5017 - 15まで並びにこれらの区域内の道路である市有地の全部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

小郡市小郡601番地の18
三栄ホーム株式会社
代表取締役 福田 澄雄

福岡県告示第1671号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年10月25日

福岡県知事 麻 生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県 道	八 香 女 春 線	前	うきは市浮羽町東隈上351番2先から うきは市浮羽町東隈上320番1先まで	8.2 ~ 10.7	182.0
			後	同上	8.2 ~ 15.5	

福岡県告示第1672号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成22年10月25日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年10月25日

福岡県知事 麻 生 渡

県土整備事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
久留米	八 香 女 春 線	うきは市浮羽町東隈上351番2先から うきは市浮羽町東隈上320番1先まで

福岡県告示第1673号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年10月25日

福岡県知事 麻 生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県 道	吉 井 恵 蘇 宿 線	前	うきは市吉井町新治276番3先から うきは市吉井町新治231番2先まで	7.3 ~ 10.8	82.0
			後	同上	7.3 ~ 18.6	

福岡県告示第1674号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成22年10月25日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

平成22年10月25日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	吉井線 恵蘇宿	うきは市吉井町新治276番3先から うきは市吉井町新治231番2先まで

福岡県告示第1675号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年10月25日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	変更 前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	県道	吉井線 恵蘇宿	前	うきは市吉井町福永86番2先から うきは市吉井町福永93番5先まで	3.9 ～ 7.2	141.1
			後	同上	4.0 ～ 20.4	141.1

福岡県告示第1676号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成22年10月25日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年10月25日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	甘木井線	うきは市吉井町福永86番2先から うきは市吉井町福永93番5先まで

福岡県告示第1677号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年10月25日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	変更 前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	県道	吉井 久留米線 自転車道	前	久留米市山川神代2丁目 2501番3先から 久留米市東合川千出町1 番2先まで	3.0 ～ 5.0	2,056.0
			後	同上	5.0 ～ 7.0	2,020.0

福岡県告示第1678号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成22年10月25日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年10月25日

福岡県知事 麻 生 渡

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	吉井 久留米線 自転車道	久留米市山川神代2丁目2501番3先から 久留米市東合川千出町1番2先まで

公安委員会

福岡県公安委員会告示第292号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成22年10月25日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

(1) 講習会の日時

平成22年11月24日（水）午前10時から午後5時までの間

(2) 講習会の場所

久留米市東櫛原町1002番地2 久留米警察署会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 講習の時間及び科目

時間	科目
10:00～15:30	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
15:30～16:30	講習結果に対する考査
16:30～17:00	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第293号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成22年10月25日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

日 時	場 所	開催警察署
平成22年11月19日（金） 13:30～16:30	福岡市西区今宿町106番地1 西警察署 会議室	西 警 察 署
平成22年11月19日（金） 13:30～16:30	久留米市東櫛原町1002番地2 久留米警察署 会議室	久留米警察署
平成22年11月26日（金） 13:30～16:30	北九州市小倉北区大門1丁目6番19号 小倉北警察署 会議室	小倉北警察署

2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。